

○厚生労働省告示第三百三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中⁽¹⁹⁵⁾を⁽¹⁹⁶⁾とし、⁽¹³³⁾から⁽¹⁹⁴⁾までを⁽¹³⁴⁾から⁽¹⁹⁵⁾までとし、⁽¹³²⁾の次に次のように加える。

(133) トラスツスマブ ホムタンジン（遺伝子組換え）